

第2回水戸家庭裁判所委員会 議事概要

(水戸家庭裁判所委員会事務局)

1 日時

平成16年5月31日(月) 15:00～17:00

2 場所

水戸地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

別紙第1「水戸家庭裁判所委員会委員名簿」のとおり

島崎委員は、都合により欠席

(2) 事務局等

小山事務局長，百瀬首席家庭裁判所調査官，飯田首席書記官，宮城事務局次長，廣安次席家庭裁判所調査官，有田次席家庭裁判所調査官，本間総務課長

4 議題(テーマ)

「少年審判における教育的機能の充実の方策」

5 議事概要

別紙第2のとおり

6 次回期日

平成16年11月4日(木)午後3時

(別紙第1)

水戸家庭裁判所委員会委員名簿

(五十音順)

(平成16年5月31日現在。敬称略)

1 学識経験者

茨城県保護司会連合会事務局長

おお の ふみ お
大 野 文 雄

筑波大学教授

かみ や かつ こ
紙 屋 克 子

水戸家庭裁判所家事調停委員(土浦支部)

き むら ま り こ
木 村 眞 理 子

茨城県警察本部生活安全部少年課長

くろ さわ やす し
黒 澤 安 次

茨城県議会事務局次長

しま ざき ひで お
島 崎 英 男

茨城新聞社総合メディア局長兼システム開発部長

たき もと まも る
滝 本 政 衛

常磐大学教授

なが い すすむ
長 井 進

茨城県地域活動連絡協議会会長

ね づ く み こ
根 津 久 美 子

茨城県農業経営士

や ぎ おか つとむ
八木岡 努

2 弁護士

茨城県弁護士会所属弁護士

もち づき なお み
望 月 直 美

同

やす え ゆう
安 江 祐

3 検察官

水戸地方検察庁検事

た はら なお き
田 原 直 樹

4 裁判官

水戸家庭裁判所判事【委員長代理】

いし た こう じ
石 田 浩 二

水戸家庭裁判所長【委員長】

いわ だれ まさ おき
岩 垂 正 起

(別紙第2)

議事概要

議長(委員長) 委員 裁判所側の説明者

(1) 議題(テーマ)に関する説明等

本日の意見交換の議題については、委員の皆様方からの御意見、御希望を伺ったが、具体的に煮詰まるまでいかなかったので、既にお知らせしたとおり、「少年審判における教育的機能の充実の方策」と「わかりやすく利用しやすい調停手続の運用と課題」という2つのテーマを設けさせていただいた。特に、御意見がなければ、「少年審判における教育的機能の充実の方策」を先にしたいと思うが、いかがか。

(意見なし)

ところで、「少年審判における教育的機能の充実の方策」というテーマは、少年審判というよりも、家庭裁判所が少年事件を受審して以降のプロセスにおいて、どのような教育的機能を果たすことが期待されているのかという観点からの出題である。

それでは、このテーマに関して、裁判所側説明者から、実務の状況や、抱えている課題の概要を説明していただきたい。

(別紙第3のとおり説明)

(2) 意見交換

事前にお知らせしてあるとおり、本日のテーマについては、家裁の教育的機能としてどのようなことが期待されているか、家裁の教育的機能の充実に向けてどのような方策が考えられるか、家裁の教育的機能の充実のために地域社会にどのような協力を求めることができるか、といった観点が考えられるが、他に考えられる観点があれば適宜発言していただきたい。

弁護士も付添人としての立場から、教育的機能を果たさなければならないと思っているところである。ところで、先程、ボランティア体験に関し、県内に4箇所施設があり、昨年度は7人の少年に3日間体験させたという説明があったが、裁判所としては、その施設の数の点でどう思われているのか伺いたい。

また補導委託についても、補導委託にしていだきたい事件もあるが、なかなか補導委託にはならないのが実態として感じられる。これは、県内に補導委託先が3箇所しかないということにも係わっていると思われる。そこで、昨年度の補導委託件数、補導委託先数の他県との比較などについて伺いたい。

ボランティア体験をさせているのは、現在7人であり、老人ホーム、乳児院、保育園といったところに3日間預けている。事務の負担の問題もあるが、ボランティア体験が必要な少年には、できるだけボランティア活動を体験するきっかけ作りをしていきたいと考えている。また、今後は社会福祉施設の幅を広め、数も増やしていくとともに、社会福祉施設以外にもボランティア活動を体験させることができないか模索しているところであり、いろいろな方の御意見を伺いたいと思っている。

次に補導委託について、昨年度は6人補導委託をしているが、その内、茨城県内の補導委託先は2人で、残りの4人は、東京都内、千葉県内の委託先を活用している。以前は、茨城県においても補導委託先の数も多かったが、高齢化による閉鎖等で、現在は3箇所になっており、周辺他県と比べて少ない実情にある。

少年を老人ホーム等の施設に預ける場合、裁判所側で責任者を付けるのか。また、補導委託制度に関する積極的な広報活動はしていないのか。

「少年友の会」というボランティア団体の会員から、送り迎えや、付添いといった援助を得ている。なお、「少年友の会」は、OBを含む調停委員を会員とする全国的なつながりを持つ組織で、裁判所が教育的機能を果たす手助けもしていただいている団体である。

また、補導委託制度に関する広報活動としては、今までは、調停委員に個別的に紹介をお願いするなどしていたが、最近、最高裁がパンフレットを作成したところでもあり、今後は、組織的な広報活動もできるのではないかと考えており、委託先の確保について、もう少し幅広く働きかけていきたい。

札幌では、小学生から高校生まで、病院でのボランティア活動をしているが、その活動は、ちょっとしたきっかけから始まり、口コミで札幌、小樽等に広まり、現在ではその活動に十数校、100人近くが登録している。病院は命そのものが仕事の対象となっており、ボランティア活動の期間も1年から2年と長

く、その活動を通して、その活動が他人のためではなく自分のためであることや、自分にも優しい気持ちがあるということに気が付いたという感想もある。また、当初は、活動の世話を病院でしていたが、その後は、自分たちの自主的な発想で活動するようになっている。このようなことから、ボランティア活動の領域を、福祉施設に限定せず、期間も少し長くするのが適当ではないか。

家裁では、審判に至るまでの調査期間というものがあるので、期間も限定されたものにならざるを得ないということがある。

ボランティア体験なり補導委託なりの期間は、どの位か。

試験観察については、おおむね3箇月から4箇月位の期間を目途にしている。試験観察中、様々な働きかけを行っているが、ボランティア体験の場合、3日間程度ボランティア活動を行うことになる。補導委託の場合は、受託者のところに寝泊まりすることとなり、期間も大体3、4箇月程度であるが、最終的な処分の見通しにもよるが、長い場合には半年ということもある。

恵まれない家庭環境の中で育った少年の場合、もう少し暖かい環境に置いて、反省や、やり直しの意欲などをみてやらないと可哀想だというケースもあるが、そのような場合、委託先の家庭での生活に近い落ち着いた環境の中で生活させて、その様子を見てから審判しようというのが補導委託をお願いするケースである。

少年及びその家族に、自分の置かれた問題を意識させることが重要だと思う。少年と親との会話が少ないという傾向もあり、親に対しても非行に対する問題意識を持たせる必要がある。

少年非行における最近の傾向について伺いたい。

非行をする少年は、家族との会話が少なく、子供は小遣いをもらうだけであり、親も金さえ与えておれば後は放ったらかしにし、細かいところを見ていないという傾向にあると思う。

家裁への送致事件は減っているようであるが、非行の低年齢化という傾向はあるのか。

警察統計では、去年1年間で、少年の逮捕数は377人で、これは茨城県では今までで最高の記録である。また、中学生の逮捕数は58人あり、何年か前の倍位になっている。警察としては、逮捕の要件について慎重に吟味している

が、いきなり学校からの相談があり、すぐに逮捕せざるを得ない状況にまで至っているというケースも多い。

非行の低年齢化，凶悪化について裁判所としては，どう考えているか。

ここ1，2年，中学校2年生あたりから問題を起こし，逮捕まではいかないものの，対教師や生徒間での暴力の事例も少なくない。そのような事例は，特定の中学校に集中している場合もあるが，いろいろな中学校からばらばら出てくることもあるので，最終的な処分に迷うことが多い。中学生の場合，非行はそれ程進んでいないのに，結果が重大ということもあり，対応が難しい。

今までの意見から，少年事件の送致件数自体は減ってきているものの，少年の非行全体を考えると重くなっているのではないかと。潜在的な非行件数は知るよしもないが，逮捕されるまで多くの非行を重ねてきたケースが多いように思われるので，少年事件の社会的負担が軽くなっているとは思えない。少年の凶悪事件が問題となり少年法の改正につながったということもある。家裁としては，このような観点から，更に教育的機能を果たしたいと考えている。

なお，数年前の少年法改正により，家裁は，自らあるいは家裁調査官を通して保護者に具体的な指導をする趣旨の条項ができ，それだけ教育的機能を果たす権能ができたことになる。

少年非行は同じことが繰り返されるとということもあり，厳しさが必要であり，裁判所も，少年に，問われていることの責任の厳しさを認識させるべきではないか。また，例えば，学校へ家裁の職員が出かけて行き，講話などをするのも必要ではないか。

裁判所は，年何回位，学校やPTAに出かけているのか。

関係機関等からの講演依頼や非行防止協議会等の出席依頼があり，月1，2回程度は出かけている。

少年非行については，こういうタイプの親や家庭だからということではなく，誰でもどこの家庭でも巻き込まれてしまう可能性がある時代ではないかという気がしている。良い子でも友達に引き込まれてしまい，親も気が付かなかつたりするかもしれない。そこで，少年事件を扱ったときの体験をPTAに話していただければ啓蒙，啓発になるのではないかと。また，そういう話を聞きたい親も沢山いるのだから，回数も増やし，要請があつてからということではなく，

積極的にアピールしていただければと思う。

家裁が教育的な働きかけを行っていることは知らなかった。せっかくこのような活動をしているのであれば、もっとPRして、裁判所を身近なものとして、地域からの協力をもらえるようにすることも必要ではないか。そういった意味で、裁判所はまだ敷居が高いと思われるので、地域社会と同じ目線に立って活動していくことが大事ではないか。最近、憲法週間で、裁判所ガイドツアーを実施し、裁判所もここまでやったかという声もあるので、もっと裁判所の活動を外側に発信していけば、教育的機能の充実にもつながると思われる。

職場体験として、年間延べ30から50人の中学生を預かり、農業の体験をさせているが、その中で、家裁の審判を待っている少年がおり、任せるとよく仕事をやってくれ、親に暴力を振るわれているという、親や先生にも話していない悩みを、私には話してくれることがあった。しかし、普段、自分の悩みを話す場がないということも言っていた。そこで、家裁職員を学校に派遣する場合は、親、子、先生とそれぞれ分けていただき、それぞれの適任者を派遣していただきたい。

付添人をしていると、1回事件を起こすと再び事件を起こすということがある。1回目、2回目は軽い犯罪で、また学校に戻るということもあり、最初の軽い犯罪の段階で、学校に対して家裁から指導的なものがあればと思う。また、少年には、自分が同じことをされたらどういう気持ちになるのか本人に考えさせることで、人に対して嫌なことをやっていたということが分かると思う。裁判所には、そういう指導をきちんとしていただき、段々と重い事件を起こさせることがないように審判をしていただきたい。

中学生の事件については、調査の段階で、中学校の先生に来てもらったり、こちらが伺うなどして連携を取っている。しかし、高校生の場合、非行が判明すると、それだけで自主退学の勧告になるケースが多く、高校には戻れなくなってしまうという実情もある。そこで、逮捕、勾留されずに在宅で警察から指導を受けて、家裁に来るような事件について、高校と連絡を取ってしまうと、それだけで高校生活を続けられなくなるので、高校との連絡を取ることは難しい。

なお、自分の審判では、自分が同じことをされたらどう思うか、他人からし

て欲しくないことはするなという指導をしている。

現在，中学校のPTAの役員をしており，今まで，薬物関係の講演などを依頼したりしていたが，今後は，家裁に講演をお願いしたいと思っている。家裁も，地域の中でのつながりを持つべきである。

水戸市でサポートチームが編成され研究調査したときのまとめのときに，家裁の判事が来て話をしていただいたが，参加者が喜んでいたので，一例として御紹介する。

つくば大学に人間学講座というものがあり，様々なテーマを取り上げているが，裁判所関係者も4回来ていただき，酒鬼薔薇事件，良い子の非行，家庭内全般，非行少年といったテーマについて家裁調査官に話していただいた。家裁調査官の講演については，100人を目途に集めているが，酒鬼薔薇事件の時は200人集まった。

自分は犯罪被害者を支援しているが，少年非行にも被害者がいる。非行少年も，家庭の内外で被害を受け，それが歪んだ形で非行という形に高度化するということもあるが，ただ優しいだけで非行少年が立ち直れるとは思えない。少年非行の本格的な犯罪化を防ぐことも重要なテーマであり，そのためには少年非行が本格犯罪化するプロセスを知ることが重要である。

また，刑務所の依頼で，贖罪教育にも携わっているが，刑務所の教育担当者に聞いても，身勝手な人が多いというのが率直な意見であった。受刑者の将来を思えば，その人の過去経験，心情，境遇等を理解した上で，傍らに居る人がいないと駄目だと思うが，制度的にないように思う。

犯罪被害者が苦しみ続けるのは，犯罪被害の現実を知り，必要なときには助けてくれる人が周りにいるということを被害者が実感できないからであり，それ故に，孤立感，絶望感を味わい続けるのであるが，このことは，受刑者や非行少年にも同じことが当てはまる。したがって，非行少年に理解のある方でも，ある時期に係わっていけばよいということではなく，5年，10年といった長期的に見守り続けられるシステムがないと同じ問題は繰り返されるのではないかと思う。

只今の発言は，被害者のこれからの生活まで含めた被害の実態，被害者の心情をよく把握し，それを少年によく理解させることなくして教育的機能もあり

得ないという趣旨と承った。

少年非行も犯罪であり，一部の例外を除き，万引きから殺人まで，被害者がいる。そこで，裁判所としても，これまでも，犯罪や被害の実態を把握する努力をしてきたつもりであり，現在でもその努力をしているつもりである。しかし，凶悪事件が社会的な問題になっている昨今，裁判所を含めて被害の実態を把握することについて，これまでの実務が十分だったかについては謙虚に反省しなければならないと思う。被害者がどんな気持ちでいるか，どんな状態に置かれているかということを少年に認識させ，それを実感として受け止めさせることが家裁における教育的機能の第一歩である。

次の意見交換については，今回の続きから入るか，次のテーマに移るのか，どのように議論するのかといったことを，次回委員会の最初にお伺いしたい。また，今後のテーマについて，御意見，御要望があれば，早い機会に，事務局まで御連絡いただきたい。

(別紙第3)

少年審判の教育的機能について

1 少年審判には、司法的機能と教育的機能があり、これをいかに調和させるかということが課題であるが、昨今の非行の深刻化や家庭の教育的機能の低下を踏まえ、教育的な機能の充実強化についての国民の家庭裁判所への期待は以前に増して高まっている。先の少年法改正で、保護者に対する措置が新たに定められたことも、これを裏付けている。

2 家裁調査官による少年、保護者等に対する個別面接における指導助言

非行少年は、ふてくされたりすねたりして、大人の言うことを素直に聴こうとしないことが多い。そのような時に、いくら責任を追及しても訓戒しても、少年の心には届かない。家裁調査官は、少年の心の奥の声を聴こうと、まずは、じっくりと少年の言い分や気持ちに耳を傾けることに努める。また、保護者に対しては、子が非行に走っていることのつらさや情けなさを十分に受け止めていく。その結果、少年や保護者は、真情を語るようになり、自己の問題点についても素直に振り返ることができるようになる。そして、家裁調査官の指導や助言にも耳を傾けるようになるのである。

3 審判廷における裁判官による内省の促しと説諭

審判で最終的に処分が決まるという少年にとって、審判は緊張の場である。審判は「懇切を旨として和やかに」行うことになっており、同時に、「少年に対し自己の非行についての内省を促すものとしなければならない」とも定められており、少年の更生を願って、相応のきびしさのある雰囲気の中で行われる。それだけに、審判の感銘力は高く、少年に対する質問を通して自己の問題点を自覚させるとともに、再び非行に走らないためにはどうしたらよいか、少年自身の言葉で語らせ約束させることにより、少年の決意を確かなものにすることができるよう努めている。また、保護者に対しても、少年に対する今後の指導の在り方等について効果的な働き掛けを行うよい機会ともなる。

4 薬物乱用や無免許運転に対する講習

非行の自己の心身や社会に及ぼす問題性について必要な知識を与えて理解させることにより再非行を抑止する可能性が高い類型の非行については、初回係属の

少年を中心に、講習を実施している。講習では、保護者も一緒に参加させ、保護者にも問題性を理解してもらえよう努めている。

5 老人ホーム等におけるボランティア体験

試験観察中の少年に対して、3日間老人ホーム等でのボランティア体験をさせることがある。ボランティア体験をさせると、少年は、老人たちに心から感謝され、自分が初めて他の人の役に立てたことに喜びを感じるとともに、不自由な体でありながら必死に生きようとする老人たちの姿に接して感動し、また、施設で黙々と働く職員の姿にこれまで自分たちの周囲では見ることのなかった敬愛できる大人の姿を見いだす。そして、低下していた自尊心が高まり、人間への信頼感を取り戻し、少年の立ち直りに劇的な効果をもたらすことも多い。

水戸家裁管内では、4箇所の施設に協力をお願いしており、昨年度は7人の少年にボランティア体験をさせることができた。また、ボランティアを体験させるに際しては、調停委員を中心に組織されているボランティア団体である少年友の会の会員の方々に少年の送り迎えなどの協力をお願いしている。

今後、ボランティア体験については、社会福祉施設はもちろん、幅広い分野にわたり、また、できるだけ多くの少年に体験させたいと考えており、そのためのお知恵をいただきたいと考えている。

6 補導委託

試験観察の形態として、民間のボランティアに預かってもらい、その間の少年の変化を観察するものがあり、これを補導委託と呼んでいる。補導委託先としては、建築関係、農家、飲食店等があり、受託者とその家族と生活を共にすることで、規則正しい生活習慣や勤労習慣を身に付けるとともに、家族や人間関係の在り方を見つめ直し、また、仕事についての基礎的な技術を学んでいくことができ、これをきっかけに立ち直る少年が多い。

水戸家裁管内では、少年を受け入れてもらえる個人の補導委託先は、わずか3箇所にすぎず、やむを得ず、周辺都県の補導委託先を利用させてもらっている状況であり、新規補導委託先の開拓が課題となっている。